

個人情報の取扱いに関する新たな仕組みづくりについて

現在の県個人情報保護条例における個人情報の収集・利用・提供に関する規定

① 収集制限

- (ア) 目的達成のために必要な範囲内での収集（条例第 8 条第 1 項）
- (イ) 本人収集の原則（条例第 8 条第 4 項）
- (ウ) 要配慮個人情報の原則収集禁止（条例第 8 条第 3 項）

② 収集した個人情報を当初定めた目的以外の目的での利用・提供の制限（条例第 9・10 条）

※利用…実施機関内で個人情報を利用すること

※提供…実施機関以外に個人情報を提供すること

（例：知事部局から教育委員会に個人情報を提供、教育委員会から市町村に個人情報を提供）

③ オンライン結合による個人情報の提供の制限（条例第 11 条）

個人情報の収集・利用・提供に関する制限の課題

- ・ 大規模災害時などに備えた災害時要支援者名簿について、個人情報保護を理由に地域で活動する民生委員などに十分情報提供できていないのではないかとの声
- ・ 要配慮個人情報の収集に関する規制に係る整合性の問題

個人情報保護法（民間対象）	・ 本人同意により収集可能 ・ 本人同意がない場合でも、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難である場合等に収集できるなど例外規定が多い
行個法（国の行政機関対象）	・ 個人情報を厳格に管理していることから特に制限なし
県個人情報保護条例	・ 本人同意があっても収集不可。 ・ 法令の規定に基づく場合、県警等が捜査等の目的で収集する場合、制度委員会の意見を聴いた場合に収集が可能

- ・ 県や市町村、また、これから個人情報の提供を受けて活動を行う各種団体の事務事業に影響が生じているのではないかと（今後生じる可能性があるのではないかと）？
- ・ 個人情報保護の観点から職員が過剰に反応し、個人情報の収集・提供等を躊躇して、事務事業の遂行に少なからず影響が及んでいるのではないかと？

上記の観点で、県の全ての機関を対象に実態調査を実施（7/26～8/14）

※現在集計中であるが、林業振興・環境部等から 20 件の影響事例等の回答あり（8/18 時点）

今後の方向性

実態調査の結果等を踏まえ、個人情報の収集、利用及び提供に関する新たな仕組みづくりについて検討を行い、必要により条例改正等を実施。